

九、爭議發生原因

退職積立金及退職手當法實施に當り從來の内規を改正し新に共済會規則を制定して之を代行することになりたる爲一月十日懇談會を召集して其の内容を提示したる處所屬各炭坑の従業員は新規則によると不都合解雇の場合加入後二年以上十年未満は已むを得ざる理由（加入後一箇年未満は標準日給の十二日分、一年を増す毎に十二日分を加ふ）に依る手當の二分の一（十年以上は同額）なるを以て將來不都合解雇されたる際は今日迄の勤続年數が無駄になるとの見解から年功打切手當の支給方を要求し同時に物價騰貴による賃金の値上等を要望したるに因る。

十、要求事項

1、年功打切手當支給

十一、經過

1、従業員備状況

一月十九日懇談會員は夫々所屬炭坑に顔末を報告したる處従業員は年功無視に反對を唱へ一月二十一日前記款願書を提出し二十四日二瀬會館に懇談會全体會議を開き目的の貫徹を申合せ交渉委員十名を擧げ即刻礦業所當局を訪問したる處所長不在の爲月末回答を約し引揚げたるが其の後再三協議を重ねたる結果二月九日第一回會見交渉

2、賃金二割値上

3、賞與金の一般増額

4、購買會の組織變更

5、定年退職者の優遇

6、共同不慮